

「のるーとあしきた」サービス利用規約

第1条 目的及び適用

- 1 本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、芦北町（以下「本町」といいます。）が運営する「のるーとあしきた」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めるものです。
- 2 本サービスの運行については、道路運送法その他の関係法令、芦北町予約型乗合交通等の運行に関する条例（以下「条例」といいます。）及び芦北町予約型乗合交通等の運行に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）の定めによるほか、本規約を適用します。
- 3 本規約と法令、条例又は規則の定めが異なる場合は、法令、条例又は規則の定めを優先します。

第2条 定義

本規約において使用する用語の意義は、条例及び規則に定めるもののほか、次のとおりとします。

- (1) 「本アプリ」とは、本サービスの利用登録、予約、予約内容の確認、決済その他の機能を利用するためのアプリケーションをいいます。
- (2) 「登録利用者」とは、規則の定めるところにより利用登録を行った者をいいます。
- (3) 「予約者」とは、登録利用者のうち、自己又は他の者の利用について予約を行う者をいいます。
- (4) 「乗車者」とは、予約に基づき実際に予約型乗合交通等を利用して車両に乗車する者をいいます。
- (5) 「本システム」とは、本サービスの利用登録、予約受付、配車その他本サービスの運営に使用する情報システムをいいます。

第3条 本規約の確認及び遵守

本サービスを利用する者は、本規約の内容を確認し、これを遵守するものとします。

第4条 利用登録

- 1 利用登録及び予約については、規則の定めるところによります。

2 登録利用者は、利用登録に当たり、氏名、電話番号その他本町が求める事項を正確に登録するものとします。

3 登録した情報に変更が生じた場合は、本町が指定する方法により必要な変更を行うものとします。

4 登録利用者は、登録情報を適切に管理し、第三者による不正利用が判明した場合は、速やかに本町に連絡するものとします。

第5条 予約

1 登録利用者は、本アプリ、電話その他本町が認める方法により予約を行うことができます。

2 予約受付期間、予約締切時刻、予約の変更及び取消しその他予約に関し必要な事項は、本町が別に定め、本町ウェブサイト、本アプリその他適切な方法により案内します。

3 予約者は、乗車希望日時、乗車場所、降車場所、乗車人数その他本町が指定する事項を正確に申し出るものとします。

4 本アプリの利用に必要な通信費及び電話予約に必要な通話料は、利用者の負担とします。

第6条 予約の成立

1 本町が、予約内容に基づき、乗車場所、乗車予定時刻その他必要な事項を、本アプリ、電話その他の方法により予約者に通知した時点で予約が成立します。

2 車両の運行状況、他の利用者の予約状況その他の事情により、希望する内容で予約を受け付けることができない場合があります。

3 予約型乗合交通サービスについては、他の利用者との乗合いとなるため、乗車予定時刻、降車予定時刻又は運行経路が変更となる場合があります。

第7条 予約者と乗車者が異なる場合

1 登録利用者は、規則の定めるところにより、他の者の利用について予約を行うことができます。この場合、乗車者について利用登録を行う必要はありません。

2 予約者は、乗車者に対し、乗車場所、乗車予定時刻、予約確認に必要な情報その他乗車に必要な事項を正確に伝えるものとします。

3 予約者は、乗車者に対し、本規約のうち乗車及び本サービスの利用に関する事項をあらかじめ伝えるものとします。

4 乗車者は、条例、規則及び本規約のうち、乗車及び本サービスの利用に関する事項を遵守するものとします。

第8条 乗車

1 乗車者は、予約時に案内された乗車場所に、案内された乗車予定時刻までにお越しください。

2 乗務員は、予約内容を確認するため、予約番号、氏名、電話番号の下4桁その他必要な事項を確認することがあります。

3 乗車者が乗車予定時刻までに乗車場所に現れない場合は、予約を取り消したものととして取り扱うことがあります。

4 乗車後は、緊急その他やむを得ない場合を除き、予約時に案内された降車場所以外の場所へ変更することはできません。

第9条 運行時刻等

1 乗車予定時刻及び降車予定時刻は目安であり、道路状況、天候、他の利用者の予約状況その他の事情により前後する場合があります。

2 本サービスの利用後に鉄道、バスその他の交通機関への乗継ぎを予定している場合は、十分な時間を確保して予約してください。

3 本町は、他の交通機関への乗継ぎを保証するものではありません。

第10条 使用料及び決済

1 本サービスの使用料、乗車距離の算定、納付方法、減免及び還付については、条例及び規則の定めるところによります。

2 利用できる電子決済その他納付方法の詳細は、本町ウェブサイト、本アプリ、車内表示その他適切な方法により案内します。

3 電子決済を利用する場合は、クレジットカード会社、決済サービス提供事業者その他当該決済に関する事業者が定める利用条件にも従うものとします。

4 電子決済が正常に完了しなかった場合は、本町又は乗務員その他決済に関する業務を行う者の案内に従い、本町が指定する方法により使用料を納付するものとします。

第11条 禁止行為

利用者は、本サービスの利用に当たり、条例及び規則に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 虚偽の内容により利用登録又は予約を行うこと。
- (2) 利用する意思がないにもかかわらず予約を行うこと。
- (3) 他人になりすまして本サービスを利用すること。
- (4) 本アプリ又は本システムへの不正アクセスその他本サービスの正常な運営を妨げる行為を行うこと。
- (5) 本アプリの全部又は一部を不正に複製、改変、解析その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 本町又は第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為を行うこと。
- (7) 法令、公序良俗又は本規約に違反する行為を行うこと。

第12条 利用の制限

予約型乗合交通等の利用の拒否、下車その他の利用の制限については、条例及び規則の定めるところによります。

第13条 運行の変更、休止等

- 1 予約型乗合交通等の運行の変更又は休止については、条例の定めるところによります。
- 2 本アプリ又は本システムについて、保守、障害、通信回線の停止その他やむを得ない事情が生じた場合は、その全部又は一部を一時的に利用できない場合があります。
- 3 本町は、運行、本アプリ又は本システムの利用を変更し、又は休止する場合は、本町ウェブサイト、本アプリその他適切な方法により周知するよう努めます。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第14条 本アプリの利用

- 1 本アプリを利用するために必要なスマートフォンその他の端末、通信環境等は、本アプリを利用する者の費用及び責任において準備するものとします。
- 2 利用する端末、OS、通信環境その他の状況により、本アプリの全部又は一部の機能を利用できない場合があります。
- 3 本アプリで表示される地図、位置情報、乗降場所、到着予定時刻その他の情報は、実際の状況と異なる場合があります。
- 4 GPS 等による位置情報は、建物、地形、電波状況その他の影響により、正確な位置を取得できない場合があります。

第 15 条 知的財産権

本アプリ、本システム及びこれらに掲載される文章、画像、プログラムその他のコンテンツに関する著作権、商標権その他の知的財産権は、本町又は正当な権利を有する者に帰属します。

利用者は、法令により認められる場合を除き、これらを無断で複製、改変、転載その他の方法により利用してはなりません。

第 16 条 損害賠償等

- 1 利用者が故意又は過失により、予約型乗合交通等に使用する車両又はその附帯設備を破損し、又は滅失した場合の取扱いは、条例の定めるところによります。
- 2 本サービスの利用に関して本町が負う責任については、関係法令の定めるところによります。
- 3 天災、悪天候、道路状況、交通渋滞、通信障害その他本町の責めに帰することができない事情により、運行の変更、休止若しくは遅延又は本アプリ若しくは本システムの利用停止等が生じた場合、本町は、法令上責任を負う場合を除き、これにより生じた損害について責任を負いません。

第 17 条 個人情報

本町は、本サービスの提供に伴い取得する個人情報を、個人情報の保護に関する法律、芦北町個人情報の保護に関する法律施行条例、芦北町個人情報の保護等に関する規則その他関係法令等及び別に定める「『のるーとあしきた』個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。

第 18 条 連絡及び通知

本町から登録利用者又は乗車者への連絡又は通知は、本町ウェブサイト、本アプリ、SMS、電話、電子メールその他本町が適当と認める方法により行います。

第 19 条 本規約の変更

- 1 本町は、法令、条例若しくは規則の改正、本サービスの内容の変更その他必要がある場合は、本規約を変更することがあります。
- 2 本規約を変更する場合は、変更内容及び適用開始日を、本町ウェブサイト、本アプリその他適切な方法によりあらかじめ周知します。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第 20 条 準拠法等

- 1 本規約は、日本法に準拠します。
- 2 本サービスの利用に関して疑義が生じた場合は、本町と利用者との間で誠実に協議し、その解決に努めるものとします。
- 3 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合は、関係法令に定める管轄裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第 21 条 お問い合わせ

本サービスに関するお問い合わせは、次の窓口までお願いします。

芦北町 企画財政課

電話番号 0966-83-9648

メールアドレス fukkousei@town.ashikita.lg.jp

制定 令和 8 年 8 月 日

適用開始 令和 8 年 9 月 1 日